

(租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正)

第二条 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十年財務省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

附 則

(特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経過措置)

第三条 省 略

2 平成二十八年一月一日前に平成二十五年旧法第四条の五第三項の規定により同項に規定する特定寄附信託申告書を提出した者(同日から施行日の前日までの間に平成二十六年新令第二条の三十五第十項の規定により同項に規定する特定寄附信託異動申告書を提出していない者に限る。)
(が、施行日以後最初にその者の氏名、住所若しくは居所又は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。附則第十条第二項において「番号利用法」という。))第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
(の変更をした場合における租税特別措置法施行規則第三条の十七第四項の規定の適用については、同項第一号中「個人番号(提出者の氏名又は住所若しくは居所の変更をした場合には、当該提出者の氏名、生年月日及び住所又は居所)」とあるのは、「個人番号」とする。

(青色申告特別控除に関する経過措置)

第八条 改正法附則第七十条第二項の規定により読み替えて適用される所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)第七条の規定による改正前の租税特別措置法第二十五条の二第四項第一号に規定する財務省令で定める帳簿書類は、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令(令和三年財務省令第二十一号)第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則第九条の六第二項に規定する帳簿書類とする。

(免税酒類購入者誓約書等の保存等に関する経過措置)

第三十五条 令和二年三月三十一日までに旧令第四十六条の八の二第二項第一号の規定により提出を受けた同号口に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類(同条第三項の規定により提供を受けた電磁的記録(同項に規定する電磁的記録をいう。第三項において

附 則

(特定寄附信託の利子所得の非課税に関する経過措置)

第三条 同 上

2 平成二十八年一月一日前に平成二十五年旧法第四条の五第三項の規定により同項に規定する特定寄附信託申告書を提出した者(同日から施行日の前日までの間に平成二十六年新令第二条の三十五第十項の規定により同項に規定する特定寄附信託異動申告書を提出していない者に限る。)
(が、施行日以後最初にその者の氏名、住所若しくは居所又は個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号。附則第十条第二項において「番号利用法」という。))第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
(の変更をした場合における新規則第三条の十七第四項の規定の適用については、同項第一号中「個人番号(提出者の氏名又は住所若しくは居所の変更をした場合には、当該提出者の氏名、生年月日及び住所又は居所)」とあるのは、「個人番号」とする。

(青色申告特別控除に関する経過措置)

第八条 改正法附則第七十条第二項の規定により読み替えて適用される新法第二十五条の二第四項第一号に規定する財務省令で定める帳簿書類は、新規則第九条の六第二項に規定する帳簿書類とする。

(免税酒類購入者誓約書等の保存に関する経過措置)

第三十五条 令和二年三月三十一日までに旧令第四十六条の八の二第二項第一号の規定により提出を受けた同号口に規定する購入した日から三十日以内に輸出する旨を誓約する書類(同条第三項の規定により提供を受けた電磁的記録を含む。次項において同じ。)に係る旧規則第三十七

同じ。)を含む。次項において同じ。)に係る旧規則第三十七条の四の二において準用する消費税法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十年財務省令第十八号)第一条の規定による改正前の消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号。次項において「旧消費税法施行規則」という。)第七条第一項及び第二項の規定による保存については、なお従前の例による。

2 省 略

3 所得税法等の一部を改正する法律(令和三年法律第十一号)第七条の規定による改正後の租税特別措置法第八十七条の六第十一項において準用する消費税法(昭和六十三年法律第八号)第五十九条の二第一項の規定は、前二項の規定によりなお従前の例により保存することとされている電磁的記録に記録された事項について適用する。

条の四の二において準用する消費税法施行規則等の一部を改正する省令(平成三十年財務省令第十八号)第一条の規定による改正前の消費税法施行規則(昭和六十三年大蔵省令第五十三号。次項において「旧消費税法施行規則」という。)第七条第一項及び第二項の規定による保存については、なお従前の例による。

2 同 上